

第三者評価結果入力シート（児童養護施設）

種別	児童養護施設
----	--------

①第三者評価機関名

サード・アイ合同会社

②評価調査者研修修了番号

SK18001
H0013
H0082
B15001
S19001
H0252

③施設名等

名 称：	札幌育児園
施設長氏名：	千葉 徹
定 員：	53名
所在地(都道府県)：	北海道
所在地(市町村以下)：	
T E L：	
U R L：	http://www.ikuji-en.jp
【施設の概要】	
開設年月日	1906/1/15
経営法人・設置主体（法人名等）：	社会福祉法人 札幌育児園
職員数 常勤職員：	25名
職員数 非常勤職員：	0名
有資格職員の名称（ア）	社会福祉士
上記有資格職員の人数：	7名
有資格職員の名称（イ）	保育士
上記有資格職員の人数：	11名
有資格職員の名称（ウ）	臨床心理士
上記有資格職員の人数：	1名
有資格職員の名称（エ）	栄養士
上記有資格職員の人数：	2名
有資格職員の名称（オ）	調理師
上記有資格職員の人数：	5名
有資格職員の名称（カ）	
上記有資格職員の人数：	
施設設備の概要（ア）居室数：	29室
施設設備の概要（イ）設備等：	食堂 体育館 フリースペース
施設設備の概要（ウ）：	
施設設備の概要（エ）：	

④理念・基本方針

理念：子どもの人権を擁護し、子どもの最善の利益を追求する。
基本方針：①子どもの生きる権利、生活する権利、発達する権利、教育を受ける権利を保障し、子どもの自立支援を行うこと。②家族の再統合に向け、親子関係の調整や、家庭環境の改善など家庭環境調整を行うこと。③子育て家庭が持つ子どもの福祉に関する問題について解決への支援を行うこと。

⑤施設の特徴的な取組

子どもの権利擁護。児童自立支援基金。

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間（ア）契約日（開始日）	2019/5/20
評価実施期間（イ）評価結果確定日	2020/2/29
前回の受審時期（評価結果確定年度）	平成29年度

⑦総評

別紙参照

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

評価を受け課題が明らかになりました。今後は課題を考察し、サービスの質の向上を図っていきたいと思います。評価をしていただきありがとうございました。

総 評
札幌育児園 様

<評価の高い点>

1、「大切にされる経験を通して」

相部屋では、ベッドや学習機の配置等を工夫して個人のスペースを作り、個人の所有物を収納する場所からも、お互いの物の大切さを考え合い「自分の物を大切に、相手の物も大切に」というプライバシーの基本を学んでいます。また、居室の個人のスペースは、子どもが自らの感情を落ち着かせるクールダウンのスペースともなっていることから、個人のスペースは大切な場所であることを共有し、無断で立ち入ることのないように支援しています。

子どもが、要望・意見を出して実現できたという喜びの経験を味わうことを大切にしています。居室集会や居室代表者会議では、子どもが自ら発信できるような仕組みを作り、生活場面での子どもの要望は、連絡日誌に記録して適時生活に反映しています。嗜好調査を実施してリクエストメニューに反映しています。

学習支援の場を単に学習のサポートという側面だけではなく、子どもの意欲を引き出し、子どもが認められているという自己肯定感を育む機会と捉えています。

このように施設は、子どもが「自分が大切にされている」ことを実感できる経験の積み重ねを通して自尊感情を高め、子どもが、自分自身を大切にし、他者を大切にす気持ちを育むことを目指しています。

2、「親子関係の再構築と心理的な支援」

臨床心理士は、家庭支援専門相談員として窓口となり全ケースを把握しています。子どもへの虐待には、親面接を優先して保護者へのカウンセリングが必要な場合があります。保護者が精神疾患の場合や、保護者自身が受けた虐待の連鎖の問題もあります。夫婦間のDVが背景にある等、家族関係の調整が必要な重篤なケースもあり、臨床心理士は、保護者が親子交流に向き合えるまでの段階を心理的に支援してから、担当職員に引き継いでいます。

また臨床心理士は、子どもの心理検査やカウンセリングなどの心理療法を実施しつつ、支援員としても、心理療法の結果を直接臨床の場で活かすことで、担当職員に実践場面で子どもへの対応をスーパーバイズしています。

親子交流では、段階を踏んで面会・外出等から外泊交流にすすみ、子どもの心理的な負荷を見極めながら評価・見直しをしています。

子どもとの交流を拒絶する保護者に対しては、保護者がどの段階なら受け入れるのかの可能性を探り、保護者のニーズとすり合わせることで、連絡の選択肢を提案しています。

このように、親子関係の再構築のためには、子どもの気持ちを優先することを前提としながら、子どもと保護者との両面から心理的な支援を行い、根気よく親子関係の継続・再構築を図る中で、個々の世帯に合わせたゴールを目標としています。

3、「子どもの社会性を伸ばすボランティアの活用」

ボランティア受け入れの基本姿勢を明文化し体制を組んで、多くのボランティアを積極的に活用しています。

特に、余暇・行事ボランティアを多岐にわたり受け入れて、各種遊びのボランティアや、英会話講師によるボランティア等を活用しています。また、招待観戦行事も多く、窓口となっている職員が子どもに周知して、野球やサッカー、バスケット、コンサート等に出かけています。さらに、育児園祭では、子どもとボランティアが共同して祭りを企画しています。

学習ボランティアとしては、札幌市スタディメイト派遣事業を活用して、子どもとのマッチングをした上で受け入れています。受験対策では、育児園独自で学習ボランティアを発掘しています。子ども一人ひとりのペースに合わせた個別な対応から、子ども自身が認められているという気持ちを育むように活かしています。

施設がボランティアを積極的に受け入れている目的は、社会資源を活かしたボランティアの受け入れ・活用を、子どもの社会性を伸ばす機会として捉えているためです。子どもの経験値を増やすこと以外に、施設以外の方々と関わることを通して、挨拶を交わす、協力し合う、譲り合う、考えを伝える等、子どもが社会性を伸ばす機会として捉え、子ども同士のグループワークとしても意図的に活用しています。

<質の向上のために求められる点>

1、「アフターケアの必要性」

現在、施設として取り組んでいるアフターケアは、退所後の子ども一人ひとりに、フードバンクを利用して連絡を取る方法です。食料の提供という連絡方法は、子どもに自然に受け入れられています。フードバンクの利用状況の記録には、利用した子どもの名前と日付はありますが、聞き取った子どもの近況は記録されていません。

また、アフターケアの実態として、子どものスマホの所持により、退所後はラインで担当職員に連絡をする場合が多く、連絡を取り合うことのハードルは下がっていますが、担当職員との個別な対応に止まっている現状があります。

施設では、子どもの退所後の生活を想定した様々なリービングケアに取り組んでいます。退所後、子どもが生活に不安感を抱き、居場所を見つけられずにつまずくことが多いことは、退所者からの声としても明らかになっています。

施設が組織として子どもの退所後の課題に対応するために、アフターケアの担当者を明確にし、退所者の要望や困り事等を記録して、今後を活用することに期待します。また近年、退所者が中心となって支援活動を組織化している動きもあり、退所者同士の繋がりを支援する取り組みにも期待します。

2、「記録による情報共有の強化」

連絡日誌で、施設全体の日々の情報を共有しています。育成記録は、個別援助計画・自立支援計画の基となっていますが、子ども一人ひとりの個別的な記録としては、3~4日に1回程度が多く、場合によっては、月に2回（前期・後期）という総括的な内容になっています。記録の書き方としても、統一性は充分ではありません。情報共有は、パソコン内の記録や印刷物を、適時確認できるようになっていますが、日常業務では口頭での引継ぎも多くあります。

また、専門性の向上に繋がる職員会議や施設内研修は、全職員の参加を目指して、子どものいない時間帯・施設が公休日にならない水曜日に開催した上で、参加できない職員がいる場合には、資料を配布しています。但し、情報の共有という点からは、内容を把握したかを確認するチェック体制が充分ではありません。今後は、記録による職員間の情報の共有を強化する取り組みに期待します。

3、「選任スーパーバイザー教育課程と第三者評価のコラボレーション」

第三者評価基準を使用した自己評価は、項目の多くができていくという前向きなものです。一方、選任スーパーバイザーが実施した職員アンケートには、個々の課題が表出しています。選任スーパーバイザーは、職員の養育・支援技術の向上を目的にして2019年秋より配置されました。

第三者評価の自己評価は改善に結びつけるために行われます。職員アンケートは個々の職員の質向上のために行われます。両者ともに目的は同じですが、職員アンケートは非開示による率直性があらわれています。

毎年度の自己評価と3年に一度の評価の受審という意味では、PDCAの循環が判然としません。選任スーパーバイザーの教育課程は始まったばかりですが、今後は第三者評価の自己評価と帆走することが期待されます。

第三者評価結果（児童養護施設）

共通評価基準（45項目） I 養育・支援の基本方針と組織

1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	第三者 評価結果
① 1 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
【コメント】	
「理念・基本方針」はホームページに記載され、職員には内容の理解を促している。子どもと保護者には従来通りの対応と地域等へも同様である。	

2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	第三者 評価結果
① 2 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
【コメント】	
国・北海道・札幌市の施策・動向に目を向け情報収集している。小規模化に向けた「定員減」を課題として把握している。	
② 3 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a
【コメント】	
里親制度推進により幼児の入所が激減し、子どもの卒園による利用定員の自然減を待ち小規模化を進めている。幼児居住棟をユニットに改修する予算等の準備を進めている。	

3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	第三者 評価結果
① 4 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
【コメント】	
中・長期計画は、「児童養護施設札幌育児園 事業計画」に記載されている。施設整備内容は2019年に確定しているが、中・長期の収支計画の策定はない。「小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換」（計画）をもとに段階的に進捗できるように2年毎の内容記載となり柔軟に対応する体裁となっている。	
② 5 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
【コメント】	
単年度計画は、2年間の短期事業計画に基づき5つの事業内容が記載されている。中・長期の収支計画の策定はないが、年度に在籍する子どもに使われるように措置費を単年度予算として全額執行している。	

(2) 事業計画が適切に策定されている。			
①	6 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a	
【コメント】			
事業計画の策定と見直しなどは、全員参加の職員会議で計られ事業計画へ反映している。			
②		7 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	a
【コメント】			
事業計画を、子どもには担当職員から一人ひとりに個別で伝えることで理解を促している。保護者には周知が憚れる事例があるので、状況に合わせて個別に事業計画に関連する事柄から説明している。			

4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		第三者 評価結果	
①	8 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a	
【コメント】			
毎年度に第三者評価の評価基準項目で自己評価を行っている。第三者評価は、権利擁護・研修の職員が担当している。働き方改革により職員間で協議する時間を設けることはできなかったが、トップダウンにより機能を維持している。			
②		9 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
【コメント】			
第三者評価基準を使用した自己評価は職員個々が評点をつけてコメントを入れている。全項目の殆どがポジティブな自己評価であるが、質の向上という点ではPDCAが不明確である。			

II 施設の運営管理

1 施設長の責任とリーダーシップ

(1) 施設長の責任が明確にされている。		第三者 評価結果	
①	10 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a	
【コメント】			
更新済みの「職員心得」を全職員へ配布し、業務に対する基本姿勢から職員の服装まで詳細な事柄を伝え、会議の席において施設長の責務を表明している。			
②		11 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
【コメント】			
法令遵守に対しは、法令の種類により施設長、副施設長、事務担当職員の3名で分担している。法令そのものではない伝えやすさとして「職員心得」を通して子どもの人権を始めとする遵守すべき法令を職員へ理解を促している。児童福祉法虐待通告と公益通報制度の違いについては、一般職にも十分な説明が待たれる。			

(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
①	12 養育・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	a
【コメント】		
施設長と副施設長が職員の子どもへの養育・支援に対してに日々目を向けている。子どもの成育歴や発達の違いに応じた支援など、生活の場面でアドバイスしている。2024年以降は、施設内ユニットや分園型小規模グループケアに備えて、職員自身が調理ができるように考えている。		
②		13 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。
【コメント】		
経営の改善としては、措置費は年度に在籍する子どもに使う方針から借り入れはしないで、法人への寄付金等を引き続き運用している。業務の実効性を高めるために、職員の資質を考えても尚、同期の職員研修に派遣するといった基本方針を貫いている。		

2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		第三者 評価結果
①	14 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
【コメント】		
利用定数の自然減等から職員数の減少があったが、職員定着のために従来の断続勤務からの切り替えを行った。小規模化に向けては、具体的な計画にもどづく必要な福祉人材や人員体制にも期待したい。		
②		15 総合的な人事管理が行われている。
【コメント】		
職員のモチベーションが上がるように、4つの支援機能を業務構成して実施体制を組んでいる。求められる職員像は「職員心得」で周知されているが、施設の方針として人事基準は採用していないので明確なキャリアパスの提示はない。		
(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
①	16 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a
【コメント】		
就業規則の一部を変更し、新任職員へ1ヶ月目から有給休暇を付与している。有給休暇とは別枠のリフレッシュ休暇や時間短縮勤など、職員が定着して働きやすい職場づくりに努めている。2019年より選任されたスーパーバイザーは、職員の個人面談を通して職員のメンタルケアとしての役割も担っている。		
(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
①	17 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a
【コメント】		
2019年より、職員育成に向けた目標項目を基にした面談が実施されている。同年秋より専任スーパーバイザーと全職員の面談を行った。面談の前にはアンケートが実施され、職場定着とメンタルケアも兼ねている。アンケートは、毎年度実施の第三者評価基準を利用した自己評価よりも目的に叶い、支援の質向上と改善を図れる内容となっている。		

② 18 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a
<p>【コメント】</p> <p>事業計画をもとに、研修担当職員を中心として年間のテーマを考え、外部・内部の研修を行っている。施設長を中心に、研修の内容を見直しをしている。</p>	
③ 19 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	a
<p>【コメント】</p> <p>職員の養育・支援業務の習熟度を把握しつつも同期入職時を基本として外部研修に派遣している。2019年秋より選任スーパーバイザーを配置し、職員の養育・支援技術の向上へつながらる教育となるように動き始めている。</p>	
<p>(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。</p>	
① 20 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
<p>【コメント】</p> <p>「実習生受け入れマニュアル」をもとに、実習指導者研修履修者が担当し、実習プログラムの進捗を確認しながら実習生を受け入れている。体制は特段の改善はないが維持されている。</p>	

3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。	第三者 評価結果
① 21 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
<p>【コメント】</p> <p>ホームページでの情報公開として「園での生活」が1日の流れとして、近況は月次報告として詳細が読めるようになってきている。 「活動報告」ページに「利用者からの苦情内容と結果」事例が平成30年と令和元年に各1件掲載されている。苦情処理の一例であるが、公開は、福祉サービスの質向上のためにある。公開の在り方を見直すことを期待したい。</p>	
② 22 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
<p>【コメント】</p> <p>内部・外部監査を行い運営の透明性を図っている。</p>	

4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。	第三者 評価結果
① 23 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
<p>【コメント】</p> <p>地域活動主任を配置し、町内会での役割を担うことで子どもが地域にとけこみやすいようにしている。</p>	

② 24 ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a
【コメント】	
ボランティア受け入れの基本姿勢を明文化し、受け入れの体制がある。学習ボランティア、理髪ボランティア、行事の際は多数のボランティアが参加、子どもの社会性を伸ばす一面に協力を得ている。	
(2) 関係機関との連携が確保されている。	
① 25 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
【コメント】	
社会資源リストが一冊のファイルにまとめられ、必要な時にはすぐ取り出せるようになっている。	
(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。	
① 26 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a
【コメント】	
町内会連合会、藤野地区地域福祉活動情報交換会などの地域交流からニーズの把握を行っている。	
② 27 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a
【コメント】	
施設所在地も高齢化が進み、地域包括支援センターに高齢者サロンの場所を提供している。子どもの緊急的な預かりとして「タームケア」を設け、体育館は災害時の緊急避難場所として近隣住民に知らされている。	

Ⅲ 適切な養育・支援の実施

1 子ども本位の養育・支援

(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。	第三者 評価結果
① 28 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
【コメント】	
施設長は、年度当初の職員会議で、育児園としての「権利擁護の取り組み」の配布資料を基に、事業所の基本姿勢を周知している。月例の職員会議は、職種に関わらず、原則全職員が参加出来るように、公休日としない水曜日の子どものいない時間帯に行っている。北海道児童養護施設ケア基準となっているケア基準活用マニュアルで職員の共通の理解を図っている。	
② 29 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。	a
【コメント】	
こどもの権利ノートは、発達の段階に合わせて解り易く伝えている。相部屋の子どもたちは、ベッドや学習機の配置等、物の置き場を工夫してプライベートな空間を創り出している。生活場面での留意事項としては、居室に入る際のノックや声掛け等が明文化されている。また、個人的な持ち物について、他の子どもに触れて欲しくない、見て欲しくない持ち物を収納する場所が確保されている。	

(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。

①	30 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	a
---	---	---

【コメント】

子どもと保護者向けのしおりやパンフレットは、小児科、医療機関、公共の場所に配置して、情報を提供している。ホームページは、施設の広報の役割を果たし、ホームページを見て興味を持った見学希望者にも対応している。保護者にとって、分かりやすく施設の様子をうかがい知ることの出来るように、ホームページを更新している。施設が子育て支援・子育て相談の受け皿であることを、地域に発信している。

②	31 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	a
---	--	---

【コメント】

配慮が必要な保護者には、保護者の状況に応じて、かみ砕いた説明に徹し、施設での子どもの生活に安心感を持てるように配慮している。また、子どもには、生活場面の中で、年齢、発達障害、知的障害など発達の課題に合わせて説明している。子どもたちの写真公表、医療行為、予防接種、金銭管理などは、保護者に同意を得て書面で残している。

③	32 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	b
---	--	---

【コメント】

アフターケアは、担当していた職員に、退所した子どもやその保護者から直接相談がある場合が多く、多岐にわたる退所後の相談内容に、外部の社会的養護の自立支援相談窓口を紹介することもある。今後は、担当していた職員の個人的対応に留めることなく、施設内に専門の窓口を設置し、相談の内容を記録した文書を残して、支援を継続していく取組に期待したい。

(3) 子どもの満足の向上に努めている。

第三者
評価結果

①	33 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
---	-------------------------------------	---

【コメント】

子どもの生活グループ毎に、施設長直下の倫理委員が配置され、月に1度、全員の子どもからの意見・要望を集め、月末に取りまとめて文書化し共有している。日々の生活の場面の子どもの要望は、連絡日誌に記載して職員間で共有し、適時生活に反映している。また年数回行われる嗜好調査の結果は、リクエストメニューに反映されている。子どもが、自分自身の要望・意見が実現できているという喜びを大切にしている。

(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。

①	34 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
---	-------------------------------	---

【コメント】

苦情解決の体制が整備され、第三者委員の連絡先は、子ども用のしおりと保護者用のしおりに記載されている。生活場面で職員が聞き取った子どもの苦情は、第三者委員に報告している。ホームページ上で苦情解決状況が公開されている。保護者からの苦情・要望は、直接施設へ電話によるものが多いが、公開の仕方に難しさを感じている。苦情実数も明確ではない。今後は、施設として公開の仕方を工夫することで、養育・支援の質の向上に繋げる取組みに期待したい。

② 35 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	a
【コメント】	
居室集会で、子どもの意見を吸い上げる土壌を作り、居室代表者会議での話し合いに繋げている。また、月に1度、全ての子どもに対し倫理委員による聴き取りがある。生活場面では、子どもが相談相手を自由に選んで出した要望が、連絡日誌に記録されている。居室担当職員は、子どもと時間を共有することで、日常場面から子どもの気持ちや意見を汲み取っている。	
③ 36 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
【コメント】	
苦情と意見や要望への対応の流れは、フロー図において一体となっている。子どもが自由に意見や要望を表明できるように全職員が日常の養育・支援の場で積極的な声掛けに努めている。	
(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。	第三者 評価結果
① 37 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
【コメント】	
インシデントの報告を分析し、改善項目、再発防止策を文書化して職員間で共有している。服薬の必要な子どもの薬は、施錠されている薬品庫で保管し、誤飲、飲み忘れがないように投薬管理を行っている。季節的な事故、ケガの予測に心掛け、常に子どもへの声掛けに努めている。	
② 38 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
【コメント】	
職員は、子どもの手洗い、うがいの励行を声かけし、掲示物でも注意喚起をしている。感染症対応マニュアルを作成して職員に配布し、周知徹底している。さらに、年に2回、感染症の研修を行っている。消毒液が置かれている場所には、関連キットの利用法や、作成の手順を掲示して、どこに何が置かれているかなど、実際の場面ですぐに動けるように取り組まれている。	
③ 39 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a
【コメント】	
災害時の食料や備品は、リストアップしている。災害発生時の子どもと職員の安否確認や、震度5で職員全員が出勤するなどの職員対応を、研修と訓練で確認している。ハザードマップを用い、施設の立地条件を確認して、災害の対策を行っている。2019年から頻出するヒグマ対策には電気柵を使って、施設の安全確保を図っている。	

2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。	第三者 評価結果
① 40 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	a
【コメント】	
年齢別に定められた日課の流れに沿って、子どもの動きに合わせた職員の動きと、留意点が記されたケアマニュアルがあり、標準的な実施方法として職員に配布している。主任や心理職は、職員が現場でどのようにマニュアルを実践しているのかを、スーパーバイズして、施設全体の養育・支援状況を確認する仕組みを作っている。	

②

41 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。

a

【コメント】

ケアマニュアルの変更・見直しは、「見直し係り」の職員が日々の実践を通して子どもの状況に合わせて行っている。特に、発達障がいなど子どもの特性に合わせて、子どもたちからの意見や、他の職員の意見を聴きながら、現状の検証と、必要な見直しを行っている。

(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。

①

42 アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。

a

【コメント】

アセスメントは、担当職員が養育・支援記録である育成記録を基に、子どもの成長を評価するアセスメントシートを用いて実施している。さらに、アセスメントで把握した課題の抽出と課題解決のために、個別援助計画を策定した上で、自立支援計画の策定へ繋げている。アセスメントシートの活用は、心理職のエビデンスを基に実施している。担当職員が作成した自立支援計画は、主任や心理職からも助言を受けることができ、施設長が確認している。

②

43 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。

b

【コメント】

自立支援計画は、児童相談所の提出月（5月、11月）に合わせて見直しをして、年に2回作成している。同様に、自立支援計画に連動する施設内の個別援助計画も、見直しをして年に2回作成している。モニタリングでは、主任が評価助言者として確認をし、見直しを行う一連の流れはある。但し、半期中における緊急の見直しが、適時、実施されている記録はない。今後は、自立支援計画を緊急に変更する場合の仕組みと、見直しをして変更した自立支援計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めることに期待したい。

(3) 養育・支援の実施の記録が適切に行われている。

①

44 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。

b

【コメント】

連絡日誌で、施設全体の日々の情報を共有している。育成記録は、個別援助計画・自立支援計画の基となっている。但し、子ども一人ひとりの個別的な記録としては、3~4日に1回程度が多く、場合によっては、月に2回（前期・後期）という総括的な内容になっている。記録の書き方としても、統一性は充分ではない。また、施設として取り組んだ社会参加などの実施は記録として残していない。情報共有としては、パソコン内の記録や印刷物を、適時確認できるようになっているが、口頭での引継ぎも多い。今後は、記録による職員間の情報の共有を強化する取り組みに期待したい。

②

45 子どもに関する記録の管理体制が確立している。

a

【コメント】

個人情報保護規程に基づいた管理体制をとっている。USBメモリーは、投函式の金庫に保管されている。施設に用意されているパソコンでのみ作業を行い、外部のパソコンで作業することはない。マイナンバー利用時には、保護者から書面で同意を取り、返還時にも確認の書面を取っている。

内容評価基準（25項目）

A-1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

<p>(1) 子どもの権利擁護</p>	<p>第三者 評価結果</p>
<p>① A1 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。</p>	<p>a</p>
<p>【コメント】 「ケア基準活用マニュアル」を基に職員研修を行い、「児童養護施設における人権擁護のためのチェックリスト」を用いて、職員は自己点検を行っている。自己点検の結果や子どもからの聞き取りを通して課題を把握し、心理職から助言を受けることで、権利擁護への理解を深めている。</p>	
<p>(2) 権利について理解を促す取組</p>	
<p>① A2 子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。</p>	<p>a</p>
<p>【コメント】 子ども自身が自他の権利に気付き、理解を深めるために、日常生活の場面から権利を考えている。居室集会と居室代表会議での書式を変えて、子どもが意見表明しやすいようにした。月に1度、倫理委員会による「子どもへの聞き取り調査」を行い、具体的な権利について分かりやすく説明している。</p>	
<p>(3) 生き立ちを振り返る取組</p>	
<p>① A3 子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生き立ちを振り返る取組を行っている。</p>	<p>a</p>
<p>【コメント】 子ども一人ひとりの成長の記録として、アルバム等に収集・整理している。担当職員は、適宜、子どもの発達状況を見極め、子どもが親の近況や過去に関心を示した場合に、子どもとともに生き立ちを振り返っている。子どもに伝えるタイミングや内容については、単独で判断せず、必ずスーパーバイズを受ける体制ができています。</p>	
<p>(4) 被措置児童等虐待の防止等</p>	
<p>① A4 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。</p>	<p>a</p>
<p>【コメント】 権利擁護の研修を重点化し、特に新人研修では、対人援助技術の研修に力点を置いている。子どもについては、毎月の倫理委員会からの聞き取り等を通して、早期発見に努めている。掲示物は、子どもの目に付きやすい場所に、子どもに分かりやすく掲示している。建物上の死角になる場所の出入りや、個別面談で密室になる際には、ルールを決めている。</p>	
<p>(5) 子どもの意向や主体性への配慮</p>	
<p>① A5 職員と子どもが共生の意識を持ち、生活全般について共に考え、快適な生活に向けて子ども自身が主体的に取り組んでいる。</p>	<p>a</p>
<p>【コメント】 子どもの居室集会・居室代表者会議では、自分と他者の意見を言い合い、聞き合うことで、子ども自身が何故約束事があるのかを、理解することに繋げている。子どもに人気のあるアニメの放映時間が、夕食時間帯とバッティングしていることで、子ども自身がルール決めをした上で話し合い、子どもの要求として居室全室にDVDを設置した。小遣いの額や渡し方については、年齢に応じているが、金銭管理が苦手な場合には、分割にする等、個別の課題に合わせ、小遣いの計画的な使い方を学んでいる。</p>	

(6) 支援の継続性とアフターケア

- | | | |
|---|---|---|
| ① | A6 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。 | a |
|---|---|---|

【コメント】

一時保護として施設を利用し、そのまま入所となるケースが多い。入所時には、子どものから聞き取りをして、呼称の希望や食べ物の好き嫌い等、基本的な生活習慣のすり合わせを行っている。施設のルールは、担当職員が、集団生活の中で個別に丁寧に伝えている。家庭復帰では、状況に応じて、家庭復帰後も、期間と頻度を定めて家庭訪問をしている。

- | | | |
|---|---|---|
| ② | A7 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。 | b |
|---|---|---|

【コメント】

リービングケアは、日課を通して基本的な生活習慣や人間関係を学び、適切な衣類の選び方、生活技術としての調理や、小遣いによる金銭管理を学んでいる。高校生は、月に1度、外部の講師によるフードキャラバンに参加し、基本的な調理技術を身に付けている。アフターケアとしては、フードバンクを利用して、必ず退所後の子ども一人ひとりにアプローチをしている。子どものスマホの所持により、ラインで担当職員に連絡をする場合が多く、連絡のハードルは下がっているが、個別な対応に止まっている。施設が組織として対応するためにも、退所者の要望や困り事等を記録して、今後を活用することに期待したい。また近年、退所者が中心となって支援活動を組織化している動きもあり、退所者同士の繋がりを支援する取り組みにも期待したい。

A-2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の基本

第三者
評価結果

- | | | |
|---|---------------------------------------|---|
| ① | A8 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。 | a |
|---|---------------------------------------|---|

【コメント】

スーパーバイザーの立場の役職員は、子どもが表出する感情を理解するために、その背景となる子どもの特性を理解する必要があることを認識し、医療機関や心理学的な観点等、専門的な立場からの見解を得ている。各セクションの一般職員は、日々ミーティングの中で、スーパーバイザーによる助言を受けつつ、子どもの特性と、それによる感情表出を理解し共有している。新人職員とベテラン職員がチームとして支援し、其々に役割を明確にすることで、職員同士がフォローし合う体制を組んでいる。倫理委員会による聞き取りでは、聞き取り技術を向上させることで、個々の子どもの感情を受け止める場面としている。

- | | | |
|---|--|---|
| ② | A9 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援している。 | a |
|---|--|---|

【コメント】

担当職員は、子どもと波長を合わせ、本音を引き出す促しをしたり、子どもが現す変化を捉えて、アセスメントをしている。連絡日誌の中に、子どもからの聞き取りを記入し、職員間で共有している。高齢児になると、生活の決まりに個性と柔軟性を持たせている。男女それぞれに浴室があり、シャワーは毎日利用できる。居室集会、居室代表会議では、日課等を通して子ども達が自分達の生活を主体的に考えられるようにしている。

- | | | |
|---|---|---|
| ③ | A10 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切に、子どもが自ら判断し行動することを保障している。 | a |
|---|---|---|

【コメント】

子どもが自ら発信する力が弱いことを踏まえて、居室集会で、子どもの意見を吸い上げる土壌を作り、話し合いのプロセスを経て主体的に問題の解決に繋がられるように支援をしている。居室集会・代表者会議を成長させて、大人が設定した場所での意見表明ではなく、日常生活場面の中で、子ども自らが要望・意見を表出し、新たなチャレンジができるような力の育成に取り組んでいる。

④

A11 発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障している。

a

【コメント】

施設に対する書籍の寄贈は充実している。余暇ボランティアには、各種遊びのボランティア、英会話講師によるボランティア等多岐にわたり、育児園祭には子どもとボランティアが共同して祭りを企画している。また、招待観戦行事も多く、野球やサッカー、バスケット、コンサート等、窓口となっている職員が、必ず事前に子どもに周知して、積極的に活用している。社会資源の活用は、子どもの社会性を伸ばす機会として捉え、子どものグループワークの観点から、育成記録と連動させている。

⑤

A12 生活のいとなみを通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。

a

【コメント】

基本的な生活習慣は、ケアマニュアルの留意点や職員の動きとして指導方法が明記されている。個別外出等を通して、公共交通機関の利用や外食等、社会に出た時に遭遇するであろう体験・活動を経験している。ネットやSMSは、タブレット端末を用いて職員とともに利用方法を学んでいる。施設内では強くセキュリティがかけられ、中学生にはスマホを持たせていない現状があるため、学校から配布されたハンドブックで補足している。高校生の8割が、保護者の権限でスマホを所持し、保護者には必ずフィルタリングをかけるように伝えている。規範性と感情コントロール、コミュニケーション能力が支援の3本柱と考えている。

(2) 食生活

①

A13 おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。

a

【コメント】

食事は、職員と一緒に摂り、会話を重視しながら、食事のマナーや食育の場としている。ボランティアが提供してくれた食材も多く、感謝の気持ちを持つことの大切さを教えている。配膳は当番制として、片付けは自分の食器に加えて皆が共有する食器類を各々片付けるルール決めをしている。食堂には、子どもの調理用の台所が設置しており、余暇を利用して食材の買い出しから調理・オヤツ作りの体験をしている。嗜好調査や日々の連絡日誌で、食事のリクエストを取っている。アレルギー食は、一斉配膳と混じらないように、時間差で配膳をしている。

(3) 衣生活

①

A14 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。

a

【コメント】

衣類から受ける印象の大切さを意識化している。年齢に応じた服装や、季節に合った服装、体型に合った服装、TPOを考えた服装を提案しつつ、似合うかどうかの視点も伝えている。こだわりの強い子どもの外出には、事前に外出時の洋服を決めて、子どもが混乱しないように支援している。衣類は、子どもとともに購入している。

(4) 住生活

①

A15 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。

a

【コメント】

施設長と役職者は、アセスメントから把握した情報や、子ども同士の関係を総合的に判断して、部屋を決めている。部屋替えは年度毎に行い、基本的には1年間に変更せず、人間関係を学ぶ場としてもしている。きょうだいは同じ部屋にしている。個室以外の居室では、ベッドと学習機の配置で、個人的なスペースを作っているが、其々に子どもが自らの感情を落ち着かせるスペースともなっているため、不必要に干渉はしない。共有部分の掃除は、小学校4年からトイレと浴室と洗面所の当番がある。高校生からは個室となるが、1人で過ごす時間を自覚し、むやみに他人を部屋に入れない等、アパート暮らしを想定した練習をしている。居室の温度設定は、自立生活の観点から、各部屋で調整している。

(5) 健康と安全

① A16 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。

a

【コメント】

小児科嘱託医と児童精神科嘱託医からは、常時、助言を受けつつ、子どもの健康状態を把握し健康管理をしている。当直明けと早番の職員が、朝の起床時の子どもの健康チェックをし、検温やヒアリングをして、職員間で情報の共有をしている。発熱を受診の目安にしている。風邪の予防として、部屋の加湿・除湿を心掛けている。服薬確認はインシデントに上げて徹底している。常勤の臨床心理士を通して医療機関と連携をしている。

(6) 性に関する教育

① A17 子どもの年齢・発達の状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。

a

【コメント】

学級通信等から、学校での授業の方針・性教育の取組を把握している。特に特別支援校では踏み込んだ性教育の取り組みがないことを踏まえて、施設として、年齢と性別に応じた具体的な絵本仕様のカリキュラムを活用している。また紙人形を制作しプライベートゾーンを教えている。嘱託小児科医や看護師が、個別に子どもの相談を受け、説明をしている。心理職や役職員が中心となり、子どもの性への関心の流れを把握して、問題行動への予防をしている。施設は生活の場であるため、性への関心の増長がリスクとなる場合があるが、子どもの発達状況を十分に理解した上で、性教育に取り組んでいる。平成30年厚労省「子ども間の性暴力等の事案への対応」通知も、イラスト入りで子どもに分かりやすく掲示している。

(7) 行動上の問題及び問題状況への対応

① A18 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。

a

【コメント】

問題行動にのみ焦点を当ててではなく、アセスメントや事例検討、苦情対応等から、問題行動に至るまでの子どもの感情を理解し、何が子どもの主訴であるのかを見極めて支援している。問題行動には、担当職員と役職員、心理職がチームで対応し、職員間でリスクを共有することでチームとしての支援体制を作っている。周囲の子ども達への影響を重視し、説明は、丁寧に行っている。問題行動発生時には、常時職員は、複数で対応する体制を取っている。

② A19 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。

a

【コメント】

日々のアセスメントを通して、日常生活場面から、個々の子どもの気持ちや子ども集団の力関係を把握し、情報を共有することでチームとして対応している。学習係りの職員が中心となってまとめた小学生中心の研修があり、物語仕立てのエピソードを用いて、子ども自身に考えさせることで、他者理解に繋げている。また、中学生からは、問題を起こした子どもが、段階的に自分の行動を振り返り、より適切な行動とは何かを考えることで、自分に合った「タイムアウト」を取る等、感情をコントロールする方法を学んでいる。

(8) 心理的ケア

①	A20 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	a
---	-----------------------------------	---

【コメント】

常勤の臨床心理士を配置して、心理プログラムを策定、心理検査・カウンセリングを行っている。虐待からトラウマを生じた事例では、成育歴を遡って入所前の写真を収集して、言語化できない子どもへの心理アプローチをしている。性的問題行動のプログラムも実施している。また、臨床心理士は、支援員として日常業務も行い、心理療法の結果を直接臨床の場で活かしている。担当職員は、心理士から子どもの特性を書面で受け取るだけでなく、実践場面で直接スーパーバイズを受けることができる。このように、臨床心理士と担当職員は、日々の生活場面の中で子どもへの理解を共有している。心理的なエビデンスを基に、アセスメントが行われている。臨床心理士を通して、医療との連携が強化されている。

(9) 学習・進学支援、進路支援等

①	A21 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	a
---	-----------------------------------	---

【コメント】

札幌市スタディメイト派遣事業は、子どもとのマッチングをした上で積極的に活用している。居室集会で出た子どもの要望から、スタディメイトを活用した。育児園独自でも、受験対策として学習ボランティアを発掘し、子どものニーズに応じている。希望者は通塾もできる。高等支援学校の受験には、中学校と連携を強化している。学習ボランティアの役割は、単に学習支援としてだけではなく、子どもの意欲を引き出すことで、子どもが「大切にされている」という自己肯定感を育む機会とも捉えている。子どもの特性から、個別の学習空間の必要性は高く、学習環境の整備にさらなる意欲を持っている。

②	A22 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	a
---	--------------------------------------	---

【コメント】

施設独自の「児童自立支援基金」があり、措置延長をして、短大に通学している。4年制大学の進学に向けて、社会的養護自立支援事業を活用した。自立援助ホームへ入所まで支援した例もある。また、高校を中退したために措置を継続し、就職後も会社の寮に入寮するまで支援した。不登校の場合には、復学や転校等、子どもの状況に合わせて支援をしている。

③	A23 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	b
---	--	---

【コメント】

高等支援学校在学の場合は、学校主体で職場実習に取り組んでいる。外部企業からの提案で、職場見学を取り入れたことがある。高校生になりアルバイトを希望する場合には、登校時間や基本的な生活習慣が身に付いているかで許可の判断をしている。アルバイト収入は、基本的に退所後の自立生活のための積立としている。今後は、子どもの社会経験の拡大のために、職場実習や体験、アルバイト等の経験を通して、子ども自身が自らの適性を知り、社会の仕組み、ルールを学ぶ機会を提供する取り組みに期待したい。

(10) 施設と家族との信頼関係づくり

①	A24 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	a
---	---	---

【コメント】

臨床心理士が家庭支援専門相談員として全ケースを把握し、窓口となっている。虐待で入所するケースが多く、親子関係性の調整以前に、親面接が優先される場合がある。面会・外出等と段階を踏んで外泊交流にすすみ、親面接と子ども面接を重ね、子どもの心理的な負荷を見極めながら、評価・見直しをして次の段階を目指している。保護者が精神疾患であったり、保護者自身が受けた虐待という連鎖の問題もあり、保護者にカウンセリングをしたり、家庭訪問をしている。夫婦間のDVが背景にある等、親子の交流に至る前に、家族関係の調整が必要な重篤なケースでは、当初は臨床心理士が担当し、親子交流の段階となって担当職員に引き継いでいる。子どもとの交流を拒絶する保護者に対しては、どの段階なら受け入れるのかの可能性を探り、保護者のニーズとすり合わせることで、段階的に連絡の選択肢を提案している。根気よく親子の関係の継続を図ることで、信頼関係づくりに取り組んでいる。

(11) 親子関係の再構築支援

①	A25 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	a
---	--------------------------------------	---

【コメント】

ファミリーソーシャルワークの記録があり、援助方針を明確にして、子どもの自立支援計画と連想させて随時見直しをしている。また、保護者との連絡方法等、親子交流の段階が一覧となっていて、職員に共有されている。家庭復帰した事例では、家庭復帰後も1年間は、月に1度の家庭訪問をして見守りをした。親子関係の再構築のためには、子どもの気持ちを優先することを前提としながら、家族関係の多様化の中、個々の世帯に合わせたゴールを目標としている。保護者との交流が難しい子どもに対しては、施設内での行事を増やしたり、意図的に職員との個別な交流を増やす等、子どもをフォローしている。また、保護者の精神的な不安定状態が親子関係を妨げている場合には、家庭復帰の条件として、精神科の受診を促したり、病院のデイケアの利用を促して、保護者の精神的な安定に繋げている。